

東労発基第 888 号
平成 26 年 11 月 26 日

(公社) 建設荷役車両安全技術協会東京都支部
代表者 殿

東京労働局長



平成 26 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の実施について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

東京労働局においては、労働災害の「3年連続増加」という状況を踏まえ、昨年4月に「第12次東京労働局労働災害防止計画」を策定し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとする「官民一体」となった取組を推進するとともに、9月からは、首都圏4労働局連携のもと、「Safe Work」を共通のキャッチフレーズとして、労働災害防止に向けた更なる取組の強化を図ってきたところであります。

この取組の成果もあり、東京労働局管内の平成25年における労働災害は、死亡災害、休業4日以上之死傷災害とも減少し、労働災害の「4年連続増加」に歯止めがかかり、この減少傾向を確実なものとするため、今年度は、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとする第12次防計画の2年度目であることを明確にアピールするために2年度目を「2nd Stage」と呼び、第12次防計画の推進を図っております。

しかし、今年度の労働災害の発生状況は死亡災害、休業4日以上之死傷災害ともに前年同期を上回る状況となっており、建設業、運輸交通業においては、死亡災害が前年と比較して大幅に増加しております。また、8月5日に本省より示された「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」の取組を実施しているところではありますが、死亡災害が一時的には収まった状況にありましたが、10月下旬から死亡災害が多発しており、一向に減少する兆しが認められないことから、当局として更なる取組が必要であるところであります。

そこで、何かと慌ただしく、少しの気の緩みが思わぬ災害につながりやすい年末・年始を捉え、「平成26年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」(別添要綱参照)を昨年を引き続き展開することといたしました。

つきましては、本強調期間の趣旨をご理解いただくとともに、また、「Safe Work」をキャッチフレーズとする安全気運向上に向けた取組の一層の推進にもご協力賜りますようお願いいたします。

平成26年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間推進要綱



平成26年11月
東京労働局

1 趣旨

東京労働局においては、労働災害の「3年連続増加」という状況を踏まえ、昨年4月に「第12次東京労働局労働災害防止計画（以下「第12次防計画」という。）」を策定し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとする「官民一体」となった取組を推進するとともに、9月からは、首都圏4労働局連携のもと、「Safe Work」を共通のキャッチフレーズとして、労働災害防止に向けた更なる取組の強化を図ってきたところである。

この取組の成果もあり、東京労働局管内の平成25年における労働災害は、死亡災害、休業4日以上之死傷災害とも減少し、労働災害の「4年連続増加」の事態は回避することができた。この減少傾向を確実なものとするため、今年度は、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとする第12次防計画の2年度目であることを明確にアピールするために2年度目を「2nd Stage」と呼び、第12次防計画の推進を図っている。

しかし、今年の労働災害発生状況は10月末現在で休業4日以上之死傷災害は前年同期と比べ、44件増加の6,874件発生しており、死亡災害においては、11月21日現在で17人増加の56人となっている。

また、死亡災害については建設業、運輸交通業で、休業4日以上之死傷災害については第三次産業で大幅に増加するなど、これらの業種で更なる取組が必要である。

このような状況を踏まえ、何かと慌ただしく、少しの気の緩みが思わぬ災害につながりやすい年末・年始を捉え、「平成26年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」として、「Safe Work」をキャッチフレーズとする安全気運向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

2 目的

- (1) 各労働災害防止団体が推進する年末・年始を捉えた運動との連携による管内の各関係団体、各事業場労使における安全気運のより一層の向上
- (2) 労働局及び各労働基準監督署（支署）並びに各関係団体・各事業場等が現在展開している各種取組のより一層の推進
- (3) 「Safe Work」をキャッチフレーズとする各種取組のより一層の推進を通じた労働災害防止活動の活性化

3 取組期間

平成26年12月1日（月）から平成27年1月15日（水）

4 名称等

- (1) 名称
「平成26年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」
- (2) スローガン等

本強調期間自体のスローガン等は定めないが、各関係団体、各事業場等において、本強調期間の趣旨に沿ったスローガンや標語、期間中の目標等を定め、労働災害防止気運の向上を図るものとする。

5 実施事項等

各労働災害防止団体が全国的に実施を予定している年末・年始における労働災害防止に向けた強調期間、無災害運動等に加え、当局管内においては、以下の事項を積極的に推進することとする。

(1) 行政による重点実施事項

- ① 首都圏4労働局連携により推進している「Safe Work」をキャッチフレーズとする労働災害防止の取組への各事業場の参加勧奨や各種イベントの一層の推進
- ② 労働局幹部、労働基準監督署幹部による事業場パトロール
- ③ 各関係団体主催の会合等への参画を通じた経営トップに対する要請
- ④ 各事業場関係者に対する「安全宣言」活動の呼びかけ等の安全気運向上に向けた取組の推進

(2) 各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 「Safe Work」をキャッチフレーズとする安全衛生活動の一層の推進を通じた安全気運の向上
- ② 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロールの実施
- ③ 安全衛生推進大会等の開催
- ④ 各業種、各事業場における頻発災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑤ 年末・年始の繁忙期を捉えた計画的かつ、安全衛生に配慮した事業運営
- ⑥ 朝礼、ミーティング等を通じた「不安全行動」防止のための一人KYの実施等の周知等
- ⑦ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組の推進

【参考：Safe Work ロゴマーク】

